

議案第 17 号

匝瑳市飯倉駅市民多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

匝瑳市飯倉駅市民多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市飯倉駅市民多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市飯倉駅市民多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成１８年匝瑳市条例第１２３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「休憩展示室、警官立寄所及びトイレの施設で、東日本旅客鉄道株式会社施設以外の施設」を「前条に規定する位置に存する施設のうち、東日本旅客鉄道株式会社が管理する施設以外の施設の区域」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(参考)

匝瑳市飯倉駅市民多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条・第2条 略 (区域)			第1条・第2条 略 (区域)		
第3条 ホールの区域は、前条に規定する位置に存する施設のうち、東日本旅客鉄道株式会社が管理する施設以外の施設の区域とする。 以下 略			第3条 ホールの区域は、休憩展示室、警官立寄所及びトイレの施設で、東日本旅客鉄道株式会社施設以外の施設 以下 略		